浄化槽法第11条検査契約書

記入例

契約の内容	浄化槽法(昭和58年法律第43号)第11条に基づく検査					
設置場所	○○市○○○○○○-○○					
設置場所の名称	静岡　○男　邸					
検査手数料	浄化槽の規模(人槽)により検査手数料は異なります。					
人槽	～10	11～20	21～50	51～100	101～300	301～
手数料	6,000円	6,500円	9,500円	13,000円	15,000円	17,000円
お支払方法に口座振替を利用された場合	5,500円	6,000円	9,000円	12,500円	14,500円	16,500円
作業内容	浄化槽法第11条に基づく技術上の基準による					

＊検査手数料は静岡県告示により定められたものです。

浄化槽の法定検査について、委託者(以下「甲」という。)及び一般財団法人静岡県生活科学検査センター(以下「乙」という。)は次のとおり委託業務を契約する。

(信義誠実の義務)

第1条　乙は、業務を行うにあたっては、浄化槽法その他の関係法令を遵守し、誠実適正に委託された業務を履行しなければならない。

(委託業務の内容)

第2条　乙は、浄化槽法第11条に規定する回数の検査を関係法令及び上記表のとおりに行うこととし、実施した場合には、甲に検査済み証を交付するとともに検査結果書を作成し甲へ提出するものとする。

(報告)

第3条　乙は、浄化槽法第11条第2項の規定に基づき、必要な事項を県知事に報告するものとする。

(情報の開示)

第4条　乙は、浄化槽の維持管理向上のため、必要に応じて、甲より委託を受けている管理業者に情報提供を行なう。

(委託料の請求

第5条　乙は、全ての委託業務を完了し、甲の承認を受けた時には、甲に委託料を

じめ

第7条　検査日程が決定した時は、乙は甲に検査実施日をあらかじめ封書にて送付

あれば、乙は検査を実施することができる。ただし甲からの要請があった場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第8条　この契約に関する疑義及びこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

第9条　乙は、委託業務実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

この契約の証として本書を二通作成し、当事者署名押印のうえ、甲が原本を、乙が副本(複写)を保有する。

浄化槽が設置されている場所のご住所をご記入ください

個人の方:家主様のお名前をご記入ください(例;　静岡○男　邸)
法人の方:会社名をご記入ください　　(例;　株式会社静岡○○)

該当する検査手数料がかかります

日付・住所・氏名(ふりがな)・電話番号・浄化槽の使用開始年月をご署名のうえ、ご捺印ください

平成　○○年　○○月　○○日

〒425-○○○○

甲　委託者 住所　○○市○○○○○○-○○

ふりがな　しずおか　○お

氏名　静岡　○男　㊞

電話番号　050-○○○-○○○○

浄化槽の使用開始月　昭和・平成　20年　○月 ～

ご記入が済みましたら、封筒によりお送りください

施設No.